

八王子市議会政策提案のための所管事務調査ガイドライン

令和2年12月11日会派代表者会決定

令和5年2月14日常任正副委員長会議 修正

令和5年3月3日会派代表者会決定

1 目的

所管部局の事務事業に関する調査を能動的に行うことによって、行政執行の監視機能を充実させるとともに、専門性を発揮した政策提案や提言を目指し、常任委員会（総務企画・文教経済・厚生・都市環境）において、八王子市議会会議規則第105条第1項に基づく所管事務調査を行う（※1）。

2 調査事項（テーマ）

- (1) 閉会中にも委員会での活発な調査活動を行うため、各委員会の所管事務について「特定事件継続調査申出」を会期中の委員会で決定後、「特定事件継続調査申出書（別紙1）」を委員長から議長に通知し、本会議で議決する。
- (2) 「特定事件継続調査申出」の範囲内で、「所管事務調査事項提案書（別紙2）」により各委員会1～2項目程度具体的な調査事項（テーマ）を決定し（※2）、「所管事務調査決定通知書（別紙3）」により議長に通知する。また、議長は本件について本会議で報告する。

3 調査期間

「調査期間」は、委員の任期（2年間）終了までとする。

なお、期間内に調査が終了した場合、調査結果報告後、他の調査事項（テーマ）を設定し調査できるものとする。

4 調査手法

所管事務調査は、付託案件審査とは別の常任委員会の主体的な調査事項（テーマ）設定に基づく調査であり以下の内容を骨子とする。

- (1) 執行部からの現状説明・報告及び質疑（※3）
- (2) 委員間協議
- (3) 行政視察（※4）
- (4) 市内の現場視察
- (5) 市民団体・業界団体等との意見交換
- (6) 参考人招致
- (7) 市民アンケート・パブリックコメントなど

5 日程

原則として閉会中の常任委員会の日を、所管事務調査の定例の調査活動日とする。その他の調査活動日は、委員会での決定により会期中も含め柔軟に日程を増やすことができる。

6 正副委員長会議

所管事務調査に関し日程や活動内容等の情報共有を図り、必要な調整を行う場として、議長は年4回程度（定例会ごと）の正副委員長会議を招集する。

7 調査報告

調査期間内に調査事項（テーマ）ごとの調査が終了次第、「所管事務調査報告書」を議長へ提出し、本会議で報告する。（※5）

なお、必要に応じ、調査の中間報告を行うことができる。中間報告を行う場合は事前に正副委員長会議において、同意を得ることとする。

8 意見のとりまとめ

報告書における意見のとりまとめの考え方は別に定める。（別紙4・別紙5）

9 市民への周知

「調査事項（テーマ）」、「調査過程」、「調査報告」及び「調査の成果」については、市議会ホームページ及び市議会だよりへの掲載を基本として、随時情報発信を行う。

.....
（※1）別添「八王子市議会所管事務調査の流れ」参照。

（※2）調査事項（テーマ）の提案は、委員長も行うことができるものとする。

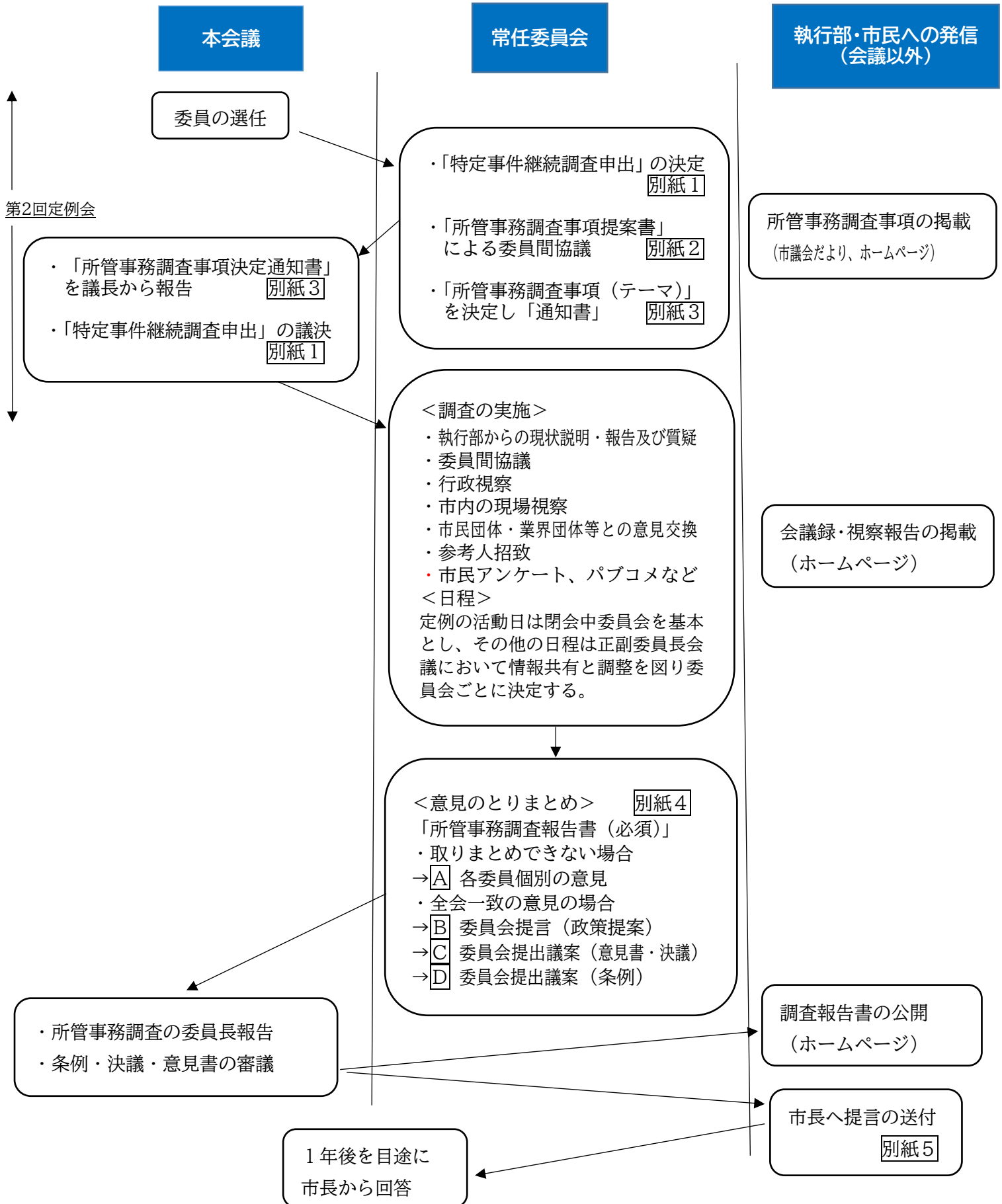
（※3）他の常任委員会に属する説明員についても、出席を求めることができる。
この場合、必要に応じて正副委員長会議で調整を行う。

（※4）

- ・調査事項（テーマ）以外の内容についても、経路上合理的であれば、視察することを認める。
視察先は、先進市に限らず、明確な理由があれば視察先として選定できる。
- ・行政視察の時期・日程については、調査の進捗状況により、柔軟に設定できることとする。

（※5）所管事務調査報告書は、議長への提出及び本会議での報告後、各委員会の調査過程で協力を得た関係者・関係機関に送付することができる。

八王子市議会 所管事務調査の流れ



特定事件継続調査申出書

本委員会は、下記事件について、調査の都合上閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和 年(年) 月 日

八王子市議会議長

○ ○ ○ ○ 殿

総務企画委員長

○ ○ ○ ○

記

1. 重要な政策の構想、総合計画、施策の総合調整について
2. 秘書、広報、広聴について
3. 行政組織及び職員定数について
4. 行財政改革及び情報化について
5. 市民協働、多文化共生及び男女共同参画について
6. 学園都市及び文化芸術について
7. 文書、法規及び統計について
8. 情報公開及び個人情報保護について
9. 職員の人事、給与及び安全衛生管理について
10. 予算、契約、財産その他の財務について
11. 施設の建築及び保全について
12. 市税について
13. 防犯、防災について
14. 消費生活及び市民相談について
15. 戸籍及び住民記録について
16. 斎場及び霊園について
17. 監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会について
18. 他の常任委員会の所管に属しない行政事務について

所管事務調査事項提案書

令和 年(年) 月 日

〇〇〇〇委員長 殿

委員 _____

所管事務調査事項（テーマ）について、次のとおり提案します。

1 所管事務調査事項（テーマ）
2 提案理由
3 本市の課題
4 調査研究により予想される効果
5 その他（先進事例、先進自治体など）

所管事務調査事項決定通知書

本委員会は、地方自治法第109条第2項及び会議規則第105条第1項の規定に基づき、行政執行の監視機能の充実と、政策の提案・提言を目指し、下記事項について調査することを決定したので通知します。

令和 年(年) 月 日

八王子市議会議長

○ ○ ○ ○ 殿

総務企画委員長

○ ○ ○ ○

記

1. 調査事項

(例) 「若者の投票率向上について」

2. 調査目的

(例) 投票率の低さの原因は「政治への関心の低下」と若者の「政治離れ」が主な要因として挙げられている。平成28年には、選挙権年齢が満20歳から18歳以上に引き下げられたが、依然として改善の傾向がない。以上のことから、○○○○○(原因・対策)を目指して、調査を行う。

3. 調査方法及び報告

「八王子市議会常任委員会の所管事務調査ガイドライン」による

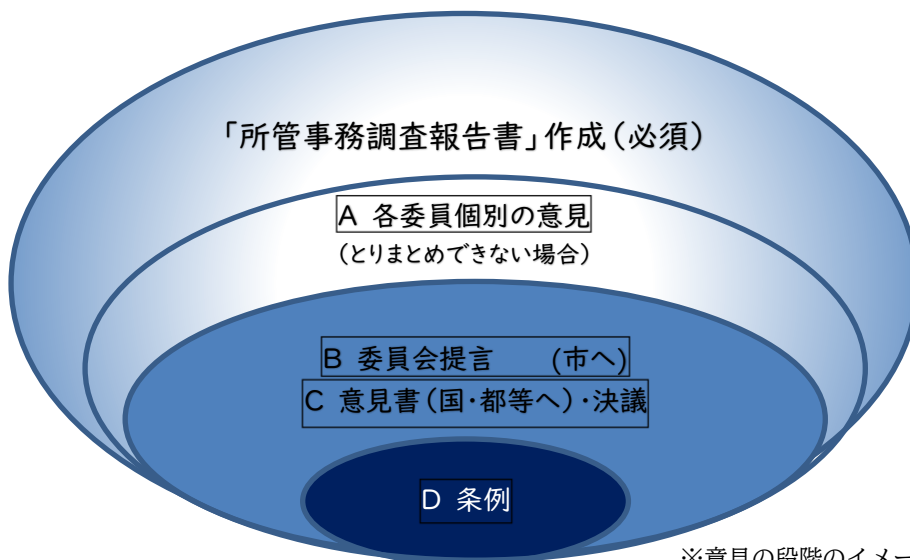
4. 期間

委員の任期(2年)終了まで

委員会における意見のとりまとめ

1. 調査終了後「所管事務調査報告書」を委員会で作成し、委員長は本会議で報告する。
意見の取りまとめるにあたっては、以下のA～Dの段階に留意する。

- A 各委員個別の意見（とりまとめできない場合）
・委員会での各委員の意見として報告
- B 委員会提言（委員長報告後、議長に提出し、会派代表者会を経て、議会として市長に提出 ※）
・委員会で全会一致した具体的な政策提案
ただし範囲が広く漠然とした内容（例：「子育て支援策の拡充」「高齢者に配慮した仕組みの充実」など）とならないように注意する
・一致した意見として重みをもって、取組を求めるもの
市長に対する法的な拘束力はないが、議会の意思への政治的責任が生じる
※ 市長に提出する際は議長名で送付する。別紙5参照。
- C 委員会提出議案による意見書・決議
・国・都などに対する意見書（地方自治法99条による）として取りまとめる
・委員長報告と同時に本会議に上程・審議
- D 委員会提出議案による条例
・条例として取りまとめる
・委員長報告と同時に本会議に上程・審議



※意見の段階のイメージ

2. Bの委員会提言に対する市長からの回答

1年をめぐり、市長から取組状況などの「回答」を依頼するが、提言の内容に応じて回答の時期を変更できる。（市議会だよりに掲載）

八議議発第 号
令和 年(年) 月 日

八王子市長
○○○○ 殿

八王子市議会議長
○○○○

○○○○に関する提言について

日頃より市政発展のため、御尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、八王子市議会では、○○委員会において、地方自治法第109条第2項に基づき、
……………を目的として調査・研究を実施してまいりました。

この度、調査・研究の結果として別添のとおり提言がまとまったため、提出いたします。

本市におけるさらなる……………のため、この提言を御活用いただきますようお願い申し上げます。

なお、「八王子市議会政策提案のための所管事務調査ガイドライン」に基づき、令和○年○月○日までに、本提言に対する取組状況を御回答いただきますようお願い申し上げます。